

9 県医師会 担当理事 殿

日本医師会 常任理事
三上 裕司

「雇用調整助成金」等の特例措置の周知について

東日本大震災等の発生に伴う雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の特例につきまして、厚生労働省職業安定局長より、平成 23 年 3 月 17 日付の文書が発出されております。さらに、4 月 5 日付の文書にて、この特例の拡充についても発表されました。

雇用調整助成金につきましては、通常は事前に計画届をハローワークに提出する必要がありますが、特例により青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、計画届の事後提出が認められます。(平成 23 年 6 月 16 日まで)

つきましては、別添の通り、雇用調整助成金の特例及びその拡充につきまして、被災された会員への周知方お願い申し上げます。本件に関するお問い合わせ先は全国のハローワークとなります。無料相談を行っている社会保険労務士会もございますので、必要に応じて説明会等のご利用もご検討願います。

また、本助成金の対象とならない場合でも、「災害時における雇用保険の特例措置」がございますので、あわせて周知方お願い申し上げます。

なお、当該資料は、厚生労働省のホームページ〈トップページ→東日本大震災関連情報・厚生労働省からのお知らせ→雇用・労働関係→企業・法人の方→災害を受けて事業の休業などを行わざるを得ない場合 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000016ex1.htm>〉より、ご覧いただけます。

〔別添資料〕

- 東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う雇用調整助成金の特例について
(平成 23 年 3 月 17 日 厚生労働省職業安定局長)
- 東日本大震災等の発生に伴う雇用調整助成金の特例の実施に係る留意事項について
(平成 23 年 3 月 17 日 厚生労働省職業安定局雇用開発課長)
- 東日本大震災等の発生に伴う雇用調整助成金の特例の拡充について
(平成 23 年 4 月 5 日 厚生労働省職業安定局長)
- 東日本大震災等に伴う雇用調整助成金の活用 Q&A (リーフレット)
- 東日本大震災等に伴う雇用保険失業給付の特例措置について (パンフレット)
- 平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴う雇用保険の特例措置に関する Q&A
- 県におけるハローワーク一覧と社会保険労務士会一覧表

職発0317第2号
平成23年3月17日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う雇用調整助成金の特例について

雇用調整助成金制度の運営に当たっては、日頃からご尽力いただいているところであるが、今般発生した東北地方太平洋沖地震等の影響により、雇用調整助成金の活用による雇用維持支援の役割がより一層重要になることが見込まれるところである。これに伴い、雇用調整助成金の特例を設けることとしたので、下記に留意し、適切な対応をしていただくようお願いする。

記

第1 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の特例の概要

雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金(以下「助成金」という。)において、平成23年東北地方太平洋沖地震等の災害(以下「震災」という。)に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合、新たに東北地方太平洋沖地震等被災地域事業主として特例を適用することとする。

上記事業主については、生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮するとともに、平成23年6月16日までの間は震災後1か月間の生産指標の値が減少する見込みである事業所の事業主も対象とする。また、同日までの間に提出された計画届について、事前に届け出られたものとして取り扱うこととする。

第2 支給要領の読替え

助成金の支給については、「雇用調整助成金支給要領」(平成13年9月12日付け職発第540号、能発第387号、雇児発第595号「経済社会の変化に対応

する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴う雇用保険三事業に係る給付金制度の改正について」別添1)及び「中小企業緊急雇用安定助成金支給要領」(平成20年11月28日付け職発第1128007号「雇用安定事業の実施等について」別添2(以下「支給要領」という。))の定めるところにより行うこととするが、次に掲げる事項については、支給要領の定めにかかわらず、次に定めるものによるものとする。

1 対象事業主

震災に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した事業所の事業主として、以下の事業主を支給要領0200に加える。

東北地方太平洋沖地震等被災地域事業主(以下「被災地域事業主」という。)

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)の適用を受けた地域に所在する事業所の事業主であって、以下のいずれかに該当するもの。

イ 生産指標の最近1か月間の値がその直前の1か月又は前年同期に比べ5%以上減少している事業所の事業主

ロ 生産指標の震災後1か月間の値がその直前の1か月又は前年同期に比べ5%以上減少する見込みである事業所の事業主

2 対象期間

初回計画届の届出の際に事業主が指定した日(ただし平成23年3月11日以降に限る。)から1年間とする。

3 経済上の理由の確認

被災地域事業主については、支給要領0802第1項本文に「景気の変動及び産業構造の変化並びに地域経済の衰退、競合する製品・サービス(輸入を含む。)の出現、消費者物価、外国為替その他の価格の変動等の経済事情の変化」とあるのは、「平成23年東北地方太平洋沖地震の災害の影響による①人的・物的交通の阻害又は途絶、②需要の減少又は集客の困難、③従業員の出勤困難、④事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害、⑤その他これらに準ずる経済事情の変化」と読み替えるものとする。

この場合において、単に震災により建物、設備、システム等が被害を受けたことによる事業活動の停止又は縮小は、支給要領0802第1項第2号により、

助成金の対象とならないことに留意すること。

4 労働組合等との間の協定

支給要領0300第4号及び0400第4号において、労働組合等との間に協定を結ぶ必要があるが、震災の影響によりこれが困難である被災地域事業主は、労働組合との確約書等によって実施しても差し支えない。

5 書類の整備

支給要領0301及び0402において、整備・保管しなければならない書類を規定しているところであるが、震災の影響によりこれが著しく困難な被災地域事業主は、当該要件は適用しないこととする。また、これに伴い計画届、支給申請書等の提出時に添付を求めている書類の一部について提出が著しく困難な場合、事業主の疎明により代替しても差し支えない。

6 遡及適用

計画届の事前届出については、支給要領0700の規定にかかわらず、平成23年6月16日までに提出のあったものについては、事前に届け出られたものとして取り扱って差し支えない。

7 申出書の提出

通常、初回計画届の提出時に「雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書」（様式第1号(2)及び様式第2号(2)）も併せて提出することとしているが、被災地域事業主として助成金を受けようとする事業主については別添の「雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書（震災被害用）」（様式第96号）を用いること。

第3 適用日

上記第2の1にある対象事業主は、平成24年3月10日までに初回計画届を提出した事業主のうち、対象期間の初日が平成24年3月10日までの間にある場合について適用するが、各号ロによる確認については、平成23年6月16日までの間に提出された計画届について適用する。



雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書（震災被害用）

事業活動の状況について次のとおり申し出ます。

平成 年 月 日

事業主 住所 〒
又は 名称
代理人 氏名

③
申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第 16 条第 2 項に規定する提出代行者又は同令第 16 条の 3 に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をして下さい。

労働局長 殿
公共職業安定所長経由)

事業主又は 住所 〒
(提出代行者・事務代理者) 名称
社会保険労務士 氏名

	A 判定基礎期間の前または震災後（※）の 1 箇月の指標 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	B A に対応する期間の指標 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	C A/B×100	添付書類	※ 確認欄
月間売上高 ()					

(東北地方太平洋沖地震等被災地域事業主に該当しますか)

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法の適用を受けた地域に所在する事業所の事業主である。

(はい ・ いいえ)

○ 東北地方太平洋沖地震等の影響について、次の①から⑤のうちどれに該当するか、またその具体的な状況を記述してください。

平成 23 年東北地方太平洋沖地震等の影響による

- ①人的・物的交通の阻害又は途絶
- ②需要の減少又は集客の困難
- ③従業員の出勤困難
- ④事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害
- ⑤その他これらに準ずる経済事業の変化

(※) 平成 23 年 6 月 16 日までは震災後の 1 箇月の生産指標の値が減少する見込みである事業所も対象とします。A 欄に震災後の 1 箇月の指標を記入するときは、見込みの数値を記入してください。

注 意

- 1 この申請書は、初回の休業等実施計画（変更）届又は出向実施計画（変更）届を提出するときに併せて提出してください。
- 2 A 欄及び B 欄には、月間売上高又は生産量等を記入してください。ただし、売上高以外のときは、当該事業所の事業活動を示す指標（生産量・販売額等）を括弧内に記入し、それにより算定した数値を記入してください。
- 3 A 欄に判定基礎期間の前の 1 箇月の指標を記入するときは、雇用調整を開始する日の前月または前々月の数値を記入してください。
A 欄に震災後の 1 箇月の指標を記入するときは、見込みの数値を記入してください。
B 欄は、A 欄の記入に係る期間の直前 1 箇月又は前年同期の数値を記入してください。
- 4 この様式の提出に当たっては、A 欄、B 欄若しくは C 欄の数値を証する書類（写）を添付してください。
- 5 ※欄には、記入しないでください。

職開発0317第2号

平成23年3月17日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局雇用開発課長

東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う雇用調整助成金の特例の実施
に係る留意事項について

東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う雇用調整助成金の特例については、平成23年3月17日付け職発0317第2号「東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う雇用調整助成金の特例について」（以下「局長通達」という。）により通達されたところであるが、その実施に当たっては下記にも留意の上、遺漏のないようお願いする。

記

1 周知方法

雇用調整助成金（以下「雇調金」という。）の具体的な活用事例等について、別添のリーフレットを活用（必要に応じて連絡先等を追記）して、労働局及び公共職業安定所の窓口並びにホームページ等により積極的な周知を図るとともに、特に利用が多く見込まれる地域については雇調金の利用に係る説明会等も実施すること。

2 激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例

東北地方太平洋沖地震被害に伴う労働者の雇用維持についての相談があった場合、雇調金の説明に加え、激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例についてもあわせて説明すること。

また、結果的に雇調金を受給することとした場合、事業主から労働者に休業手当が支払われることとなるため、当該労働者については雇用保険の特例が適用されないことに留意して周知すること。

3 経済上の理由による事業活動の縮小の具体例

経済上の理由による事業活動の縮小の具体例は、別添リーフレットに記載のとおりであるが、経済上の理由による事業活動の縮小はリーフレットに記載のあるものに限られるものではないため、事業主から相談があった場合は、個別に事情を聞いて判断すること。なお、経済上の理由であることは事業活動の縮小を確認する際（初回計画届の確認時）に要件となるものであり、既に対象となっている事業主が実施する個々の休業について要件となるものではないことに留意すること。

4 計画届等の提出方法

計画届及び支給申請書については、「管轄労働局又は公共職業安定所の窓口で確認を受けることを原則とする」こととなっているが、震災の影響でこれが困難な場合は、各労働局及び公共職業安定所の実情に応じて柔軟に対応すること。

5 業務統計

局長通達記第2の1にある対象事業主については、従来的一般事業主と同様の業務統計を別途とることとしているため、計画届や支給申請書に係る頻数を集計する際には留意すること。なお、具体的な集計用紙等については別途通知する。

東日本大震災に伴う経済上の理由により 事業活動が縮小した場合に雇用調整助成金が利用できます

【概要】

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金を含む。)は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部(中小企業で原則8割)を助成する制度です。

本助成金は、東日本大震災に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。また、この場合、雇用の維持に取り組む事業主の皆様をより迅速に支援できるよう、支給要件の緩和も行っています。

※ 東日本大震災を直接的な理由(避難勧告・避難指示など法令上の制限を理由とするもの等)とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象なりません。

(具体的な活用事例)

- 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客が無い等のため事業活動が縮小した場合。
- 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合。
- 避難指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合。
- 計画停電の実施を受けて、事業活動が縮小した場合。

(主な支給要件)

- 最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主が対象となります。(事業活動の縮小)
- 休業等を実施する場合、都道府県労働局又はハローワークに事前にその計画を届け出る必要がありますので、本助成金を受給しようとする場合は、労働局又はハローワークにお問い合わせください。

震災に伴う特例

- ① 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合
 - ② ①に該当しない事業所であっても、上記の災害救助法適用地域に所在する事業所と一定規模以上(総事業量などに占める割合が3分の1以上)の経済的関係を有する事業所の場合
 - ③ 計画停電の実施地域に所在し、計画停電により事業活動が縮小した事業所の場合
- 以上の場合は、最近3ヶ月ではなく最近1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。(平成23年6月16日までの間は、震災後1ヶ月の生産量などが減少する見込みでも対象となります。)

また、①の場合は、本来は事前に届け出る必要のある計画届の事後提出が認められます。

(平成23年6月16日まで)

職発0405第16号

平成23年4月5日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長

(公 印 省 略)

東日本大震災等の発生に伴う雇用調整助成金の特例の拡充について

雇用調整助成金の特例については、平成23年3月17日付け職発0317号第2号「東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う雇用調整助成金の特例について」（以下「特例通達」という。）により実施しているところであるが、今般、当該特例について、下記のとおり拡充することとしたので、その実施に遺漏のないようお願いする。

記

第1 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の特例の拡充の概要

特例通達により、東日本大震災等の発生に伴う雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金（以下「助成金」という。）の特例の対象となる事業主は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法の適用を受けた地域に所在する事業所の事業主に限定していたが、さらに、栃木県、千葉県、新潟県、長野県のうち災害救助法の適用を受けた地域も対象とすることとする。

また、上記地域に所在する事業主と一定規模以上の経済的関係を有する事業所及び計画停電の実施地域に所在し、計画停電により事業活動が縮小した事業所の事業主についても、特例（遡及適用を除く。）の対象となる事業主として取り扱うこととする。

第2 特例通達の改正

1 対象事業主の改正

特例通達第2の1を次のとおり改める。

対象事業主

震災に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した事業所の事業主として、以下(1)から(3)の事業主を雇用保険法施行規則第102条の3第1項第1号イの事業主として加える。

(1) 東日本大震災等被災地域事業主（以下「被災地域事業主」という。）

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）の適用を受けた地域（東京都を除く。）に所在する事業所の事業主であって、以下のいずれかに該当するもの。

- イ 生産指標の最近1か月間の値がその直前の1か月又は前年同期に比べ5%以上減少している事業所の事業主
- ロ 生産指標の震災後1か月間の値がその直前の1か月又は前年同期に比べ5%以上減少する見込みである事業所の事業主

(2) 東日本大震災等被災地域関連事業主（以下「被災地域関連事業主」という。）

災害救助法の適用を受けた地域（東京都を除く。）に所在する事業所等と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量等に占める割合が3分の1以上）の経済的関係を有する事業所の事業主であって、以下のいずれかに該当するもの。

- イ 生産指標の最近1か月間の値がその直前の1か月又は前年同期に比べ5%以上減少している事業所の事業主
- ロ 生産指標の震災後1か月間の値がその直前の1か月又は前年同期に比べ5%以上減少する見込みである事業所の事業主

(3) 計画停電地域事業主

東日本大震災に伴う計画停電の実施地域に所在し、計画停電により事業活動が縮小した事業所の事業主であって、以下のいずれかに該当するもの。

- イ 生産指標の最近1か月間の値がその直前の1か月又は前年同期に比べ5%以上減少している事業所の事業主
- ロ 生産指標の震災後1か月間の値がその直前の1か月又は前年同期に比べ5%以上減少する見込みである事業所の事業主

2 申出書の改正

特例通達第2の7にある「雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書（震災被害用）」（様式第96号）については、別添に改める。

3 その他の特例通達の取扱い

特例通達第2の2から5にある規定は上記第2の1(1)から(3)に適用し、同6については上記第2の1(1)にのみ適用する。

第3 適用日

1 特例通達第2の1(1)にある事業主

特例通達と同様の取扱いとする。

2 特例通達第2の1(2)及び(3)にある事業主

平成23年4月6日以降に初回計画届を提出した事業主のうち、対象期間の初日が平成24年3月10日までの間にある場合について適用するが、特例通達第2の1(2)ロ及び(3)ロによる確認については、平成23年6月16日までの間に提出された計画届について適用する。

東日本大震災に伴う 雇用調整助成金の活用Q&A

Q1: 雇用調整助成金とはどのような制度ですか？

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために、休業等を実施し、休業に係る手当等を労働者に支払った場合、それに相当する額の一部を助成する制度です。

具体的には、「最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主」が対象となります。

なお、中小企業緊急雇用安定助成金は、中小企業向けに雇用調整助成金の助成内容を拡充したもので、直近の決算等が赤字の場合、生産量等の減少が5%未満であっても対象となります。

Q2: 震災により事業所が損壊し、仕事ができなくなってしまった場合も雇用調整助成金は使えますか？

雇用調整助成金は、あくまでも経済上の理由により事業活動が縮小した場合に利用できる制度なので、震災による事業所の損壊が事業活動縮小の直接的な理由である場合は利用できません(※)。ただし、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり、事業活動が縮小した場合については利用できます。

※ 震災による事業所の損壊により事業を休止する場合、激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例により、賃金を受けることのできない労働者に対して失業手当を支給する制度がありますので、こちらの活用をご検討ください。

Q3: 計画停電による休業も雇用調整助成金の対象となりますか？

計画停電の実施地域に所在する事業所で、計画停電により事業活動が縮小し、休業に係る手当等が支払われた場合には、Q6にあるとおり、雇用調整助成金の特例の対象となります。

(⇒裏面から続く)

Q4: 雇用調整助成金の支給額はどのくらいでしょうか？

雇用調整助成金は、事業主が休業に係る手当等を労働者に支払った場合、それに相当する額に対し、以下の助成率で支給しています。なお、事業主が解雇等を行っていないなど、一定の要件を満たした場合は、カッコ内にある助成率となります。

□ 大企業 : 2/3 (3/4)

□ 中小企業 : 4/5 (9/10)

※ 上限額は、大企業、中小企業ともに1人1日当たり7,505円です。

※ 中小企業向けの雇用調整助成金は中小企業緊急雇用安定助成金とい
います。

Q5: 雇用調整助成金を受給するためには、具体的にどのような手続きが必要ですか？

雇用調整助成金を受給するためには、上記Q1に該当する事業主であることを示す書類を提出するとともに、これにあわせて休業等の計画を事前に届け出る必要があります。詳細な要件については、お近くのハローワーク又は都道府県労働局にお問い合わせください。また、書類の提出が困難な場合も、ハローワーク又は都道府県労働局にご相談ください。

Q6: 震災を受けて雇用調整助成金を受給する場合には特例があると聞きましたが、どのようなものでしょうか？

- ① 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合
- ② ①に該当しない事業所であっても、上記の災害救助法適用地域に所在する事業所と一定規模以上(総事業量などに占める割合が3分の1以上)の経済的関係を有する事業所の場合
- ③ 計画停電の実施地域に所在し、計画停電により事業活動が縮小した事業所の場合

には、最近3か月ではなく最近1か月の生産量などがその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。(平成23年6月16日までの間は、震災後1か月の生産量などが減少する見込みでも対象となります。)

また、①の場合は、本来は事前に届け出る必要のある計画届の事後提出が認められます。

東日本大震災に伴う 雇用保険失業給付の特例措置について

「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

災害により休業を余儀なくされた方、または一時的に離職を余儀なくされた方が、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

- 事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくとも失業給付（雇用保険の基本手当）を受給することができます。
- 災害救助法の指定地域にある事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで失業給付の手続きをすることができます。
(受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができますので、お近くのハローワークにご相談ください。)

ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。

雇用保険の失業給付を受給している方が、災害のため、「失業の認定日」にやむを得ずハローワークに来所できないときは、電話などでご連絡いただければ、失業の認定日を変更することができます。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、お近くのハローワークや労働局にご相談ください。

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う雇用保険の特例措置に関するQ&A

(平成23年3月31日版)

東北地方太平洋沖地震に伴い、激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置等を実施しているところです。

このQ&Aには、当該特例措置等に関する考え方や取扱いを記載しておりますので、ご参照いただければと考えております。

なお、個別の事案ごとの具体的な取扱いや御相談は、お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

Q 1	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険を受給していましたが、今般の災害により、失業の認定日に公共職業安定所に行くことができません。どうすればよいのでしょうか。
A 1	<p>災害により所定の認定日に公共職業安定所に来所できない場合は、公共職業安定所に御連絡いただければ、認定日の変更が可能です。</p> <p>この場合、認定日の変更の御連絡は、事後でも構いませんが、次の認定日の前日までに御連絡いただきますよう、お願いいたします。</p>

Q 2	<ul style="list-style-type: none"> 災害により交通手段が遮断されており、住居所を管轄する公共職業安定所に行くことが難しいのですが、どうすればよいのでしょうか。
A 2	<p>災害により住所を管轄する公共職業安定所に行けない場合は、他の公共職業安定所でもお手続きが可能ですので、来所可能な公共職業安定所までお越しください。</p>

Q 3	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険の特例措置に関する相談をするためには、必ず公共職業安定所に行かなければならないのでしょうか。
A 3	<p>お電話による相談も行っております。また、避難所等への出張相談なども行っておりますので、お気軽に御相談ください。(Q 4 以下の御相談についても同様です。)</p>

Q 4	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険の特例措置を受けたいのですが、手元に書類などが何もありません。何か書類などを用意しなければ手続を進められないのでしょうか。
A 4	<p>確認書類がない場合でも、御本人のお申し出等で手続を進めていただくことができますので、まずは、公共職業安定所に御相談ください。</p>

Q 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「激甚災害法の雇用保険の特例措置」(休業する場合の特例措置)と、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」(一時的に離職する場合の特例措置)とがありますが、これらの措置内容について教えてください。
A 5	<p>「激甚災害法の雇用保険の特例措置」(休業する場合の特例措置)とは、事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方について、実際に離職していなくても雇用保険の基本手当を受給できるというものです。</p> <p>「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」(一時的に離職する場合の特例措置)とは、災害救助法の適用地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方について、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、雇用保険の基本手当を受給できるというものです。</p>

Q 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「激甚災害法の雇用保険の特例措置」(休業する場合の特例措置)を受けたいのですが、どのような書類が必要ですか。
A 6	<p>「激甚災害法の雇用保険の特例措置」(休業する場合の特例措置)を受けようとする場合には、「休業証明書」を公共職業安定所に提出していただく必要があります。「休業証明書」は、公共職業安定所で配布しておりますので、最寄りの公共職業安定所に御相談ください。</p> <p>なお、「休業証明書」への記載内容の確認のため、休業前における賃金支払状況など提出書類の記載内容が確認できる書類があれば、手続を速やかに進めることができますが、確認できる書類が全くない場合でも、御本人のお申し出等により、手続を進めていただくことができますので、まずは、公共職業安定所に御相談ください。(Q 4 を御参照ください。)</p>

Q 7	<ul style="list-style-type: none"> 「激甚災害法の雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例措置）の手続をするためには、必ず「事業所の所在地を管轄する公共職業安定所」に行くことが必要なのでしょうか。
A 7	<p>書類の提出先は、原則として、対象となる事業所を管轄する公共職業安定所になりますが、事業主の方が事業所とは別の場所に避難している場合など、対象となる事業所を管轄する公共職業安定所以外の公共職業安定所に提出していただけます。（Q 3 を御参照ください。）</p> <p>なお、労働者の方が特例措置を受けたいと思っても、事業所周辺も含めて広範に災害を受けているため、事業主の方と連絡がつかず、手続が進められないといった場合でも、御本人のお申し出等により、手続を進めていただくことができますので、まずは、最寄りの公共職業安定所又は都道府県労働局に御相談ください。なお、その際には、給与明細や賃金振込が確認できる通帳など、できるだけ就業時の状況が分かるような書類を用意していただければ、御相談やその後の手続を円滑に進めることができますので、御協力をお願いします。（Q 4 を御参照ください。）</p>
Q 8	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の一部が災害を受けた場合など、労働者（雇用保険被保険者）全員ではなく、一部の労働者（雇用保険被保険者）を休業させる場合は、「激甚災害法の雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例措置）の対象となりますか。
A 8	<p>事業所の一部の労働者の方だけを休業させる場合でも、その一部の労働者の方は特例措置の対象となります。</p>

Q 9	<ul style="list-style-type: none"> 「激甚災害法の雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例措置）について、本社が災害の直接的影響を受けて休業し、〇〇支店が（災害の影響は受けていないものの）本社が休業したことにより休業するに至った場合、支店の従業員はこの特例措置の対象となるのでしょうか。
A 9	<p>〇〇支店の休業は、災害の直接的な影響による休業とはいえないため、特例措置の対象となりません。</p> <p>なお、支店が個別に雇用保険適用事業所となっている場合には、本社が休業したことのみを理由とした休業は助成対象にはなりません。当該支店における事業活動の縮小が経済上の理由によるものであれば、雇用調整助成金の対象となる可能性があります。詳しくは最寄りの公共職業安定所に御相談ください。</p>

Q10	<ul style="list-style-type: none"> 請負事業を行っている事業所について、事業所の本体は災害の影響を受けなかったものの、「請負現場」が災害の直接的影響を受け、現場の仕事を停止せざるを得ない状況となりましたが、「激甚災害法の雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例措置）の対象となるのでしょうか。
A10	<p>労働者の方が実際に就業している場所である「請負現場」が災害の直接的な影響を受けて休業した場合、特例措置の対象となります。</p>

Q11	<ul style="list-style-type: none"> 労働者派遣事業を行っている事業所について、派遣元事業所は災害の影響を受けなかったものの、「派遣先事業所」が災害の直接的影響を受け、派遣先事業所における仕事ができなくなりましたが、「激甚災害法の雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例措置）の対象となるのでしょうか。
A11	<p>労働者の方が実際に就業している場所である「派遣先事業所」が災害の直接的な影響を受けて休廃止したことにより、労働者派遣事業として休廃業せざるを得なくなってしまう場合には、特例措置の対象となります。なお、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成11年労働省告示第137号）においては、派遣元事業主は、派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、派遣労働者の新たな就業機会を確保を図る必要があることとされていますので御留意願います。</p>

Q12	<ul style="list-style-type: none"> 福島原子力発電所に係る避難指示地域や、屋内退避指示地域に事業所があるため、当面、事業を休廃業せざるを得ない状況となっていますが、「激甚災害法の雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例措置）の対象となるのでしょうか。
A12	<p>福島原子力発電所に係る避難指示地域や屋内退避指示地域の事業所の休業は、災害による直接的な影響による休業といえるため、特例措置の対象となります。</p>

Q13	<ul style="list-style-type: none"> 「激甚災害法の雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例措置）について、災害により休業した場合に雇用保険の基本手当が支給されるが、この「休業開始日」はいつになるのでしょうか。
A13	<p>実際に休業を開始した日（賃金が支払われなくなる日）が休業開始日となります。（例えば、地震発生当日（平成23年3月11日）について、地震発生時よりも前の分など当日の一部賃金は支払われ、翌日以降賃金が支払われないこととなった場合には、翌日（平成23年3月12日）が休業開始日となります。）</p>

Q14	<ul style="list-style-type: none"> 「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例措置）を受けたいのですが、どのような書類が必要ですか。
A14	<p>「災害救助法の雇用保険の特例措置」を受けようとする場合を受けようとする場合には、「被保険者資格喪失届」及び「離職証明書」を公共職業安定所に提出していただく必要があります。公共職業安定所で配布しておりますので、最寄りの公共職業安定所に御相談ください。</p> <p>なお、「離職証明書」等への記載内容の確認のため、休業前における賃金支払状況など提出書類の記載内容が確認できる書類があれば、手続を速やかに進めることができますが、確認できる書類が全くない場合でも、御本人のお申し出等で手続を進めていただくことができますので、まずは、公共職業安定所に御相談ください。（Q4を御参照ください。）</p>

Q15	<ul style="list-style-type: none"> 「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例措置）の手続をするためには、必ず「事業所の所在地を管轄する公共職業安定所」に行くことが必要なのでしょうか。
A15	<p>書類の提出先は、原則として、対象となる事業所を管轄する公共職業安定所になりますが、事業主の方が事業所とは別の場所に避難している場合など、対象となる事業所を管轄する公共職業安定所以外の公共職業安定所に提出していただけます。（Q3を御参照ください。）</p>